

掲示期間 3.22 - 3.31

新潟市告示第194号

新潟市西区体育施設使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、西区体育施設使用料の徴収を令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年3月22日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う体育施設の名称及び位置		徴収事務受託者
名称	位置	
新潟市西総合スポーツセンター	新潟市西区 五十嵐1の町 6368 番地48	新潟市中央区 白山浦1丁目 613 番地 69 公益財団法人新潟市開発公社 代表理事 理事長 若杉 俊則
新潟市黒埼地区総合体育館	新潟市西区金巻 746 番地 1	
流通公園庭球場	新潟市西区流通センター5丁目 1 番地	
善久河川敷公園庭球場	新潟市西区善久河川敷	